

## 行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	7	予防接種	中条町担当	健康開発課	元気応援係	担当者名	
分科会	8	保健衛生	調整項目	1	予防接種	黒川村担当	住民課	保健衛生係	担当者名	

現 況					調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町		黒 川 村			
定期予防接種の 周知・通知方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画作成（接種場所、窓口等に設置）</li> <li>広報に掲載（集団接種日の前号）</li> <li>乳幼児：個人通知（郵送） 予診票・案内文等 （予診票は電算で打ち出されたもの）</li> <li>児童：学校を通じて配布（予診票は打出ししない）</li> <li>健診時（特に3歳児）に母子手帳で確認する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>年間計画作成（就学前の子ども全員に配布）</li> <li>健康通信「あおぞら」掲載（月毎）</li> <li>乳幼児：個人通知（郵送） 予診票・案内文等 （予診票は電算で打ち出されたもの）</li> <li>学童：学校を通して配布（予診票は学校用で氏名の打ち出しなし）</li> <li>他市町村の学校に就学しているものには電話で確認し、集団接種会場を通知。</li> </ul>		合併時に中条町の例により統一する。	
ツベルクリン 判定BCG	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：生後3月～4歳未満のツベルクリン陰性者</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年3回（ほっとHOT・中条）</li> </ul>		同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数：年3回（村民ホール）</li> </ul>		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
ポリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：生後3月～90月未満</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年4回（ほっとHOT・中条）</li> </ul>		同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数：年2回（村民ホール）</li> </ul>			
二種混合	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：小学6年生（第2期）</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年1回（各5小学校）別日実施（2校同日の場合あり）</li> </ul>		同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数：年1回（各3小学校）</li> </ul>			
三種混合	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：生後3月～90月未満</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年12回（ほっとHOT・中条）</li> </ul>		同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数：年6回（村民ホール）</li> </ul>			
日本脳炎 第1期	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：生後36月～90月未満</li> <li>接種方法：集団接種 年9回（ほっとHOT・中条）</li> <li>実施回数：年9回（ほっとHOT・中条）</li> </ul>		同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数：年4回（黒川保育園、胎内保育園各2回）</li> </ul>			
日本脳炎 第2期	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：小学4年生</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年1回（各5小学校）別日実施（2校同日の場合あり）</li> </ul>		同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数：年1回（各3小学校移動し同日実施）</li> </ul>			
日本脳炎 第3期	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：中学3年生</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年1回（各3中学校） 別日実施（2校同日の場合あり）</li> </ul>		同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数：年1回（黒川中学校）</li> </ul>			

現 況		調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町			黒 川 村															
風しん	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象：生後12月～90月未満（原則、麻しん接種後）</li> <li>接種方法：集団接種</li> <li>実施回数：年2回（ほっとHOT・中条）</li> </ul>	同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数：年2回（村民ホール）</li> </ul>	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																
麻しん	対象：生後12月～90月未満 接種方法：個別接種（B契約している医療機関） （相馬医院はA契約だが、接種可能） 乳児健康相談（7か月健診）時に、接種券等を保護者に配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象 生後12月～90月未満</li> <li>接種方法 個別接種（黒川村へき地診療所のみ）</li> </ul> 9～10か月児健診時に個別通知	合併時に中条町の例により統一する。																
インフルエンザ	対象：65歳以上 60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはHIV感染による免疫機能に障害を有する者として厚生労働省令で定める者 接種方法：個別接種（A・B契約している医療機関） 負担金：1,050円（ただし、生活保護世帯からは徴収しない） その他： <ul style="list-style-type: none"> <li>広報により周知（9月15日号予定）</li> <li>必要書類等は、事前に町内医療機関（加治川村の笹川医院も）に届ける。</li> <li>インフルエンザ委託料 7,558千円（平成15年度予算）</li> </ul>	同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>インフルエンザ予防接種委託料 2,969千円</li> </ul>	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																
その他	[個別接種] ひきつけ等、健康上の理由で集団接種を受けられない対象者にはB契約の医療機関で実施（二種混合・三種混合・日本脳炎・風しん麻しん） <ul style="list-style-type: none"> <li>事前に「接種申込書」を書きに来てもらう。（この際に、受診説明し、予診表と接種券を配布する）</li> <li>町内での接種の場合は、B契約の医療機関を紹介している。</li> <li>児童生徒で集団接種（各学校）できなかった生徒は、日程調整の上、乳幼児の集団接種で受診。日程調整できない場合は、個別接種で受診。</li> <li>個別接種委託料 1,896千円（平成15年度予算）</li> </ul> [予防接種会議] 接種状況、次年度の日程等を話し合う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>年1回実施（2月頃）</li> <li>参加者 中条支部医師会長・小中学校の養護教諭・予防接種従事看護師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきつけやアレルギー等、健康上の理由で集団接種を受けられない対象者にはB契約（二種混合、三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎）で個別接種を実施。その際には事前に相談してもらう。坂町病院が主であるが医療機関宛文書を保護者に送付。</li> <li>乳幼児個別接種委託料 100千円</li> <li>学童生徒で集団接種できなかった方は、日程調整しへき地診療所で実施。</li> </ul>	（個別接種） 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 （予防接種会議） 合併時に中条町の例により統一する。																
関係法令等	予防接種法 結核予防法 予防接種事故災害補償規程	予防接種法 結核予防法 予防接種事故災害補償規程	財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>23,857</td> <td>23,857</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>4,849</td> <td>5,386</td> <td>537</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28,706</td> <td>29,243</td> <td>537</td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース		予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町	23,857	23,857	0	黒川村	4,849	5,386	537	計	28,706	29,243	537
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																
中条町	23,857	23,857	0																
黒川村	4,849	5,386	537																
計	28,706	29,243	537																